

件名	亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例	企画総務部人事情報室 消防本部消防総務室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）の一部が平成27年10月1日に施行され、共済年金が厚生年金に統合されました。</p> <p>また、関連する諸政令について所要の規定の整備が行われ、「地方公務員災害補償法施行令」（昭和42年政令第274号）及び「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」（昭和31年政令第335号）を改正する政令が平成27年9月30日に公布され、同年10月1日に施行されました。</p> <p>これらに対応するため、関係する条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>第1条関係</p> <p>亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正</p> <p>共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、「地方公務員災害補償法施行令」が改正されたことから、同令と同様に規定の整備を行います。</p> <p style="text-align: right;">< 附則第9条関係 ></p> <p>第2条関係</p> <p>亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正</p> <p>共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」が改正されたことから、同令と同様に規定の整備を行います。 < 附則第8条関係 ></p> <p>第3条関係</p> <p>亀山市職員の再任用に関する条例の一部改正</p> <p>共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、本条例で引用している地方公務員等共済組合法附則第18条の2第1項第1号を厚生年金保険法附則第7条の3第1項第4号に改めます。 < 附則第2項関係 ></p>		

第4条関係

亀山市職員退職手当支給条例の一部改正

共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、本条例で引用している地方公務員等共済組合法第84条第2項を厚生年金保険法第47条第2項に改めます。 <第4条関係>

3 その他

施行日は、公布の日とし、平成27年10月1日から適用することとします。

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年11月17日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第34号

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成17年亀山市条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第9条第1項の表を次のように改める。

傷病補償 年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下単に「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)	0.73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86

	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償 年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

	旧船員保険法による障害年金	0 . 7 4
	旧厚生年金保険法による障害年金	0 . 7 4
	旧国民年金法による障害年金	0 . 8 9
遺族補償 年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0 . 8 0
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0 . 8 4
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0 . 8 8
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0 . 8 0
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0 . 8 0
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0 . 9 0

附則第9条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0 . 7 3
-----------------	---------

障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0 . 8 6
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0 . 8 8
旧船員保険法による障害年金	0 . 7 5
旧厚生年金保険法による障害年金	0 . 7 5
旧国民年金法による障害年金	0 . 8 9

（亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第2条 亀山市消防団員等公務災害補償条例（平成17年亀山市条例第149号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）	0 . 7 3
------------------------------------	---	---------

<p>2 傷病補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82 （第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81）</p>
<p>3 障害補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.73</p>
<p>4 障害補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82 （第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81）</p>
<p>5 遺族補償年金（第22条</p>	<p>厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成2</p>	<p>0.80</p>

に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	4年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	
6 遺族補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

附則第8条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項の規定による給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体	0.88

		職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	
2 傷病補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等		0.91 （第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90）
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）		0.92 （第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91）
3 障害補償年金（	1 障害厚生年金等		0.83
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由		0.88

第 2 2 条 に規定す る公務上 の災害に 係るもの を除く。)	となつた障害について平成 2 4 年一元 化法改正前国共済法等による障害共済 年金が支給される場合を除く。)	
4 障害補 償年金 (第 2 2 条 に規定す る公務上 の災害に 係るもの に限る。)	1 障害厚生年金等	0 . 8 9 (第 1 級 又は第 2 級の障害 等級に該 当する障 害に係る 障害補償 年金にあ つては、 0 . 8 8)
	2 障害基礎年金 (当該損害補償の事由 となつた障害について平成 2 4 年一元 化法改正前国共済法等による障害共済 年金が支給される場合を除く。)	0 . 9 2 (第 1 級 の障害等 級に該当 する障害 に係る障 害補償年 金にあつ ては、 0 . 9 1)
5 遺族補 償年金 (第 2 2 条 に規定す る公務上 の災害に	1 遺族厚生年金等	0 . 8 4
	2 遺族基礎年金 (当該損害補償の事由 となつた死亡について平成 2 4 年一元 化法附則第 3 7 条第 1 項に規定する給 付のうち遺族共済年金、平成 2 4 年一 元化法附則第 6 1 条第 1 項に規定する	0 . 8 8

係るものを除く。)	給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金(以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	
6 遺族補償年金(第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 遺族厚生年金等	0.89
	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.92

附則第8条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金(第22条に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75

	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
2 傷病補償年金（第22条に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83 （第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 （第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 （第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償

		年金にあ っては、 0.92)
3 障害補 償年金（ 第22条 に規定す る公務上 の災害に 係るもの を除く。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害補 償年金（ 第22条 に規定す る公務上 の災害に 係るもの に限 る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83 （第1級 の障害等 級に該当 する障害 に係る障 害補償年 金にあつては 0.81、 第2級の 障害等級 に該当す る障害に 係る障害 補償年金に あつては 0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 （第1級 の障害等 級に該当 する障害

		に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92)
5 遺族補償年金(第22条に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

6 遺族補償年金（第22条に定規する公務上の災害に係るものに限る。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第8条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由についての表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

附則第 8 条第 6 項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第 8 条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

(亀山市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第 3 条 亀山市職員の再任用に関する条例 (平成 1 7 年亀山市条例第 2 7 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「地方公務員等共済組合法 (昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号) 附則第 1 8 条の 2 第 1 項第 1 号」、「厚生年金保険法 (昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号) 附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号」に改める。

(亀山市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 4 条 亀山市職員退職手当支給条例 (平成 1 7 年亀山市条例第 4 6 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条中「地方公務員等共済組合法 (昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号) 第 8 4 条第 2 項」を「厚生年金保険法 (昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号) 第 4 7 条第 2 項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から適用する。

(亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の経過措置)

2 この条例による改正後の亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (以下この項から第 4 項までにおいて「新条例」という。) 附則第 9 条の規定は、新条例の適用の日 (以下この項及び第 4 項において「適用日」という。) 以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補

償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

- 3 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項

の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第9条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第9条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

（亀山市消防団員等公務災害補償条例の経過措置）

- 5 この条例による改正後の亀山市消防団員等公務災害補償条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）附則第8条

の規定は、新条例の適用の日（以下この項及び次項において「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた亀山市消防団員等公務災害補償条例第22条に規定する年金たる損害補償（以下この項において「年金たる損害補償」という。）及び同条例第4条第2号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた手曜日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

6 改正前の亀山市消防団員等公務災害補償条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第8条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。